

特定健康診査等実施計画
(第3期)

日産自動車プリンス健康保険組合
平成30年3月

I. 背景及び趣旨

我が国では急速に進む高齢化に伴い医療費は増大し、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1であり、死亡原因のなかでも生活習慣病が約6割を占めている。このような状況に対応するため、生活習慣病の発症を予防し、医療費の抑制を図る事を目的に「高齢者の医療の確保に関する法律」が制定された。平成20年4月から、この法律により、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病に関する健康診査及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導の実施が義務づけられている。

本計画は、特定健康診査等基本指針に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

尚、医療保険者が、「特定健康診査等基本指針」に基づいて作成している「特定健康診査等実施計画書」の計画期間は5年を一期としていたが、「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正により、第三期からは6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めるものとする。

II. 日産自動車プリンス健康保険組合の現状

1. 加入者概要

当健保組合は、自動車販売業を主たる業とし、病院、運送業等、関連する事業の事業主を中心に加入している健保組合である。加入事業主数5事業所と任意継続被保険者で構成されている。事業所所在地は、東京・大阪に所在するが、組合員の約55%が東京、約45%が大阪の事業所に所属している。

被保険者数は5,290人（内訳：男性4,254人、女性1,036人）、平均年齢は、男性42.9歳、女性36.4歳となっている。任意継続被保険者数は44人である。（いずれも、平成30年度予算基礎数値）

2. 加入者の健康管理・支援の概要

組合員の健康管理は、任意継続被保険者を除く被保険者は、労働安全衛生法に従い、定期健康診断を事業所毎に実施している。被扶養者は、特定健康診査（以下、特定健診）、生活習慣病予防健診、人間ドック等を行っている。

当健保組合の現状は勤務形態が混在していることから、画一的な特定健診・保健指導の実施は困難である。効果的・効率的に特定健診・保健指導を実施するためには、加入事業所との連携・協力が必要不可欠である。

III. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査の基本的考え方

高齢者の医療の確保に関する法律では、「40歳以上の被保険者・被扶養者に対して、特定健康診査および特定保健指導を実施する」とされているが、当健保組合では、若年層の健康状況を把握し、早い段階でメタボリックシンドローム予防を図ることからも、各事業所に全被保険者の定期健康診断（特定健診）結果の提供を依頼する。任意継続被保険者は、被扶養者と同様の方法での特定健診・保健指導が必要であることから、被扶養者の人数に含めて考えることとする。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被扶養者および任意継続被保険者の特定健診の費用および全対象者の特定保健指導の費用は原則健

保負担とする。

3. 事業者が行う健康診断及び保健指導との関係

定期健康診断は各事業所が実施しており、平成30年度以降も従来通り定期健康診断時に特定健診項目も実施する。特定健診データは各事業所で委託する健診機関から受領するが、事業所毎に委託している健診機関の体制に違いがあるため、一部の事業所は直接事業主から特定健診データを受領する。

事業所によって産業保健体制や現在実施している健診後のフォローアップ体制が異なるため、事業所毎に特定保健指導実施体制を整備する。

4. 特定保健指導の基本的考え方

特定保健指導は、対象者に行動変容に関する情報を提示し、自己決定出来るよう支援することが重要である。平成30年度よりICTを活用し、面談を実施しやすい環境を整えると同時に事業所の負担軽減を図っていく。また、面談後のフォローの電話、メール等も、就業時間内の実施について、事業主の理解・協力を得るよう働きかけている。

IV.達成目標

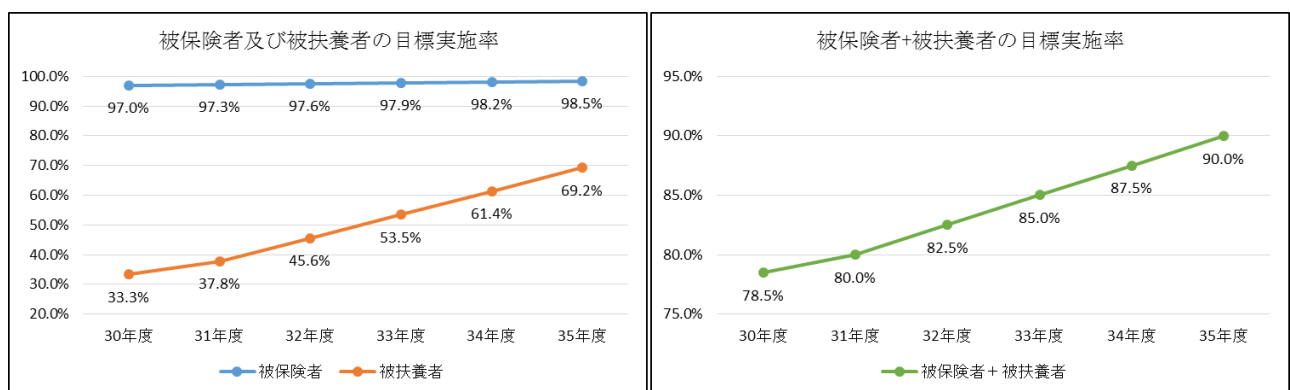
1. 特定健康診査の目標

平成35年度における特定健診の実施率を90%とする。

平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

【特定健康診査・目標実施率】

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の 実施目標
被保険者	97.0%	97.3%	97.6%	97.9%	98.2%	98.5%	-
被扶養者	33.3%	37.8%	45.6%	53.5%	61.4%	69.2%	-
被保険者+ 被扶養者	78.5%	80.0%	82.5%	85.0%	87.5%	90.0%	90.0%



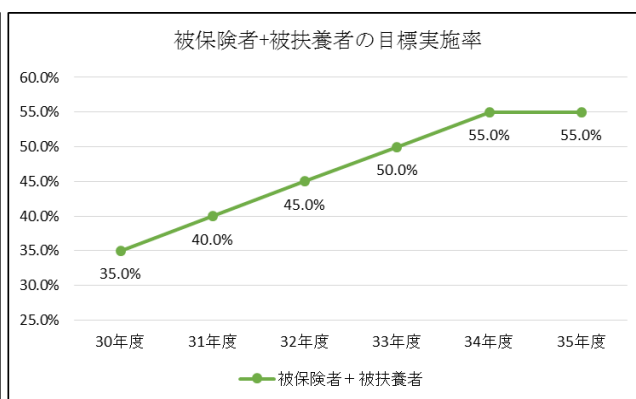
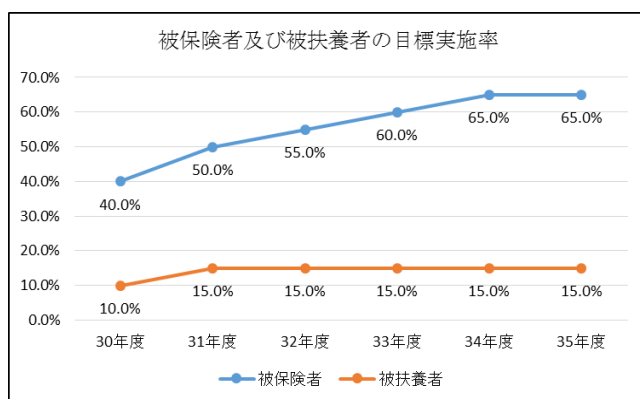
2. 特定保健指導の目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を55%とする。

平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

【特定保健指導・目標実施率】

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の 実施目標
被保険者	40.0%	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%	65.0%	-
被扶養者	10.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	-
被保険者+ 被扶養者	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	55.0%	55.0%



V. 特定健康診査などの対象者数

1. 特定健康診査

<被保険者>

(単位：人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数 (推計値)	5,303	5,303	5,303	5,303	5,303	5,303
40歳以上対象者数	3,170	3,170	3,170	3,170	3,170	3,170
目標受診率 (%)	97.0	97.3	97.6	97.9	98.2	98.5
目標受診者数	3,075	3,084	3,094	3,103	3,113	3,122

<被扶養者>

(単位：人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数 (推計値)	5,270	5,270	5,270	5,270	5,270	5,270
40歳以上対象者	1,297	1,297	1,297	1,297	1,297	1,297
目標受診率 (%)	33.3	37.8	45.6	53.5	61.4	69.2
目標受診者数	432	490	591	694	796	898

<被保険者+被扶養者>

(単位：人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数 (推計値)	10,573	10,573	10,573	10,573	10,573	10,573
40歳以上対象者	4,467	4,467	4,467	4,467	4,467	4,467
目標受診率 (%)	78.5	80.0	82.5	85.0	87.5	90.0
目標受診者数	3,507	3,574	3,685	3,797	3,909	4,020

2. 特定保健指導

<被保険者＋被扶養者>

(単位：人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上の特定健診 受診者数	4,467	4,467	4,467	4,467	4,467	4,467
保健指導対象者計	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
目標実施率 (%)	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0	55.0
目標実施者数	391	447	503	559	614	614

VI. 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1. 被保険者

被保険者の特定健診・特定保健指導は、事業主が事業所毎に状況を把握し、実施可能な方法を事業所毎に調整する。

(1) 特定健診

各事業所の定期健康診断実施時に、事業所または事業所が契約している健診機関にて特定健診を実施する。

契約医療機関人間ドックは、当組合契約医療機関において行う。

婦人生活習慣病予防健診及び東振協委託健診は、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という。）契約医療機関において行う。

また、特定健診補助金を利用する場合は、受診者の任意の医療機関（一定要件を満たす必要がある。）で受診することができる。

(2) 特定保健指導

健保が選定・委託した保健指導機関で、特定保健指導を実施する。

(3) 実施時期

ア. 特定健診

各事業所で定めている定期健康診断実施時期とする。

イ. 特定保健指導

実施時期は、健保が選定・委託した保健指導機関が個別に実施する。

(4) 委託の有無

ア. 特定健診

各事業所が委託している健診機関で特定健診を実施する。

イ. 特定保健指導

健保が選定・委託した保健指導機関とする。

(5) 周知・案内方法

特定健診については、各事業所が周知・案内を行う。

特定保健指導については、対象者へは直接、周知・案内を行う。

(6) 特定健診データの受領方法

健診のデータは、契約もしくは健診実施医療機関等又は事業所等から直接電子データを受領して当組合で保管する。

また、特定保健指導に係るデータは、委託実施分についても、同様に電子データで受領する。

(6) 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、特定健診結果に基づき当組合で対象者を抽出する。

2. 被扶養者

被扶養者（任意継続被保険者を含む）の受診率向上のため、特定健診・特定保険指導を実施する。

(1) 実施場所

健保が選定・委託した健診機関で特定健診を実施する。

(2) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(3) 委託の有無

ア. 特定健診

健診代行業者へ健診業務を委託する。

イ. 特定保健指導

特定保健指導実施業者に委託する。

(4) 受診方法

特定健診は、原則として受診者本人が健診機関を指定して健保に申し込みを行う。

(5) 周知・案内方法

特定健診・特定保健指導の周知は、当健保組合機関誌、ホームページ等に掲載して行う。

(6) 特定健診データの受領方法

健診のデータは、契約もしくは健診実施医療機関等から直接電子データを受領して当組合で保管する。

また、特定保健指導に係るデータは、委託実施分についても、同様に電子データで受領する。

(7) 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、特定健診結果により当健保組合で対象者を抽出する。

VII. 個人情報保護

当健保組合は、当健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守し、適正に取り扱うこととする。

当組合が、特定健診・保健指導を外部に委託する場合は、データの利用範囲等を契約書に明記することとする。

VIII. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、機関誌やホームページに掲載し、公表・周知する。

IX. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年、健保組合において見直しを検討する。

以上